

野田市人権問題職場研修リーダー設置要綱の一部を改正する
告示を次のように定める。

令和6年3月29日

野田市長 鈴木 有

野田市告示第74号

野田市人権問題職場研修リーダー設置要綱の一部を改正する告示

野田市人権問題職場研修リーダー設置要綱（昭和63年野田市告示第54号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

野田市人権・男女共同参画問題職場研修リーダー設置要綱

第1条中「人権問題の」を「人権・男女共同参画問題の」に、「人権問題職場研修リーダー」を「人権・男女共同参画問題職場研修リーダー」に改める。

第2条第1号中「人権問題解決」を「人権・男女共同参画問題解決」に改め、同条第3号中「人権問題」を「人権・男女共同参画問題」に改める。

別表総務部の項中「営繕課長」を「営繕課長 公共施設管理課長」に改める。

附 則

この告示は、令和6年4月1日から施行する。